



## 【点検結果表の別紙】

### 《規制の影響が及ぶ範囲に係る参考情報》

#### ○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、現存する耐震性能が劣る区分所有建築物（マンション等）の数が分かれば、御教示下さい。

#### ○ 国土交通省の説明

昭和56年以前の旧耐震基準により建築されたマンションの戸数は全国で約106万戸。これらについては、耐震性能が劣っている可能性がある。

### 《その他の社会的費用等に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

その他の社会的費用について、「特になし」と記載しているが、費用として発生又は増減することが見込まれる具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、本件規制の緩和により、区分所有建築物に係る大規模な耐震改修が行われることが決定した場合、改修に要する費用を負担することが困難な区分所有者が当該建築物を退去せざるを得なくなる場合が想定されることから、転居に必要な費用が発生することが想定される。

#### ○ 国土交通省の説明

耐震改修を実施したマンションへの聞き取り調査によれば耐震改修に要する工事の戸当たり負担額は平均約440千円程度であり（43事例・63棟、5,005戸平成24年11月時点）、実際の支出は各マンションの修繕積立金等の範囲内で賄われることが多く、各戸の追加の負担はほとんど発生しないに等しい。なお耐震改修にあたっては総会決議を経て実施の判断がされること等からも、改修に要する費用を負担することが困難な区分所有者が当該建築物を退去せざるを得なくなる場合はほとんど想定されない。